

議員派遣の件

令和3年12月17日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第117条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

長久手市議会議員研修

1 目的

議員の資質及び政策形成能力の向上を図る

2 派遣場所

長久手市役所

3 期間

令和4年1月21日（金）及び2月1日（火）の2日間

4 派遣議員

全議員

令和3年第4回長久手市議会定例会議事日程（第6号）

令和3年12月17日(金)午前10時開議

- 第1 諸般の報告
議案の提出について
- 第2 議案第64号令和3年度長久手市一般会計補正予算（第11号）
（議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、委員会付託）
- 第3 議案第54号から議案第64号まで及び請願第3号
（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）
- 第4 議員派遣の件

令和4年度 市議会年間日程案

第1回臨時会・第2回定例会会期日程(案)			
月	日付	曜日	会期26日間
5月	2	月	
	3	火	
	4	水	
	5	木	
	6	金	10:00 正副二役打合せ
	7	土	
	8	日	
	9	月	10:00 議会運営委員会 13:30 議案説明
	10	火	
	11	水	
	12	木	
	13	金	
	14	土	
	15	日	
	16	月	10:00 臨時会
	17	火	予備日
	18	水	
	19	木	
	20	金	
	21	土	
	22	日	
	23	月	10:00 正副二役打合せ
	24	火	10:00 議会運営委員会 13:30 議案説明
	25	水	
	26	木	
	27	金	
	28	土	
	29	日	
	30	月	
	31	火	通告受付
	6月	1	水
2		木	
3		金	
4		土	
5		日	
6		月	
7		火	10:00 議会運営委員会
8		水	
9		木	10:00 開会日
10		金	10:00 質疑・委員会付託 散会后 予算決算委員会
11		土	
12		日	
13		月	9:30 常任委員会
14		火	
15		水	
16		木	
17		金	予備日
18		土	
19		日	
20		月	予備日
21		火	9:30 一般質問
22		水	9:30 一般質問
23		木	休会日
24		金	9:30 一般質問
25		土	
26		日	
27		月	予備日
28		火	9:30 予算決算委員会
29		水	予備日
30		木	10:00 議会運営委員会
7月	1	金	休会日
	2	土	
	3	日	
	4	月	10:00 閉会日

第3回定例会会期日程(案)				
月	日付	曜日	会期31日間	
8月	15	月	10:00 正副二役打合せ	
	16	火	10:00 議会運営委員会 13:30 議案説明	
	17	水		
	18	木		
	19	金		
	20	土		
	21	日		
	22	月	通告受付	
	23	火	通告締切り	
	24	水		
	25	木	10:00 議会運営委員会	
	26	金		
	27	土		
	28	日		
	29	月	10:00 開会日	
	30	火	10:00 質疑・委員会付託 散会后 予算決算委員会	
	31	水	休会日	
	9月	1	木	休会日
		2	金	休会日
		3	土	
		4	日	
		5	月	9:30 常任委員会
		6	火	
		7	水	
		8	木	
		9	金	予備日
		10	土	
		11	日	
		12	月	予備日
		13	火	休会日
		14	水	9:30 一般質問
15		木	9:30 一般質問	
16		金	9:30 一般質問	
17		土		
18		日		
19		月		
20		火	予備日	
21		水	9:30 予算決算委員会	
22		木	予備日	
23		金		
24		土		
25		日		
26		月	10:00 議会運営委員会	
27		火	休会日	
28		水	10:00 閉会日	
29		木		
30		金		

第4回定例会会期日程(案)				
月	日付	曜日	会期26日間	
11月	7	月		
	8	火	9:00 正副二役打合せ	
	9	水	10:00 議会運営委員会 13:30 議案説明	
	10	木		
	11	金		
	12	土		
	13	日		
	14	月		
	15	火	通告受付	
	16	水	通告締切り	
	17	木		
	18	金		
	19	土		
	20	日		
	21	月	10:00 議会運営委員会	
	22	火		
	23	水		
	24	木	10:00 開会日	
	25	金	10:00 質疑・委員会付託 散会后 予算決算委員会	
	26	土		
	27	日		
	28	月	休会日	
	29	火	9:30 常任委員会	
	30	水		
	12月	1	木	
		2	金	↓
		3	土	
		4	日	
		5	月	予備日
		6	火	予備日
7		水	9:30 一般質問	
8		木	9:30 一般質問	
9		金	9:30 一般質問	
10		土		
11		日		
12		月	予備日	
13		火	9:30 予算決算委員会	
14		水	予備日	
15		木	10:00 議会運営委員会	
16	金	休会日		
17	土			
18	日			
19	月	10:00 閉会日		
20	火			
21	水			
22	木			
23	金			

第1回定例会会期日程(案)			
月	日付	曜日	会期25日間
1月	30	月	
	31	火	
2月	1	水	
	2	木	10:00 正副二役打合せ
	3	金	
	4	土	
	5	日	
	6	月	10:00 議会運営委員会 13:30 議案説明
	7	火	
	8	水	
	9	木	
	10	金	
	11	土	
	12	日	
	13	月	通告受付
	14	火	通告締切り
	15	水	
	16	木	
	17	金	10:00 議会運営委員会
	18	土	
	19	日	
	20	月	
	21	火	10:00 開会日
	22	水	10:00 質疑・委員会付託 散会后 予算決算委員会
	23	木	
	24	金	9:30 常任委員会
	25	土	
	26	日	
	27	月	9:30 常任委員会
	28	火	↓
3月	1	水	↓
	2	木	予備日
	3	金	予備日
	4	土	
	5	日	
	6	月	9:30 一般質問
	7	火	休会日
	8	水	9:30 一般質問
	9	木	9:30 一般質問
	10	金	予備日
11	土		
12	日		
13	月	9:30 予算決算委員会	
14	火	予備日	
15	水	10:00 議会運営委員会	
16	木	休会日	
17	金	10:00 閉会日	

※定例会及び臨時会の会期日程については、あくまでも(案)です。各定例会(臨時会)の一つ前の定例会の2回目の議会運営委員会で正式に決定します。

令和3年12月15日

長久手市議会情報通信機器使用基準申合せ事項

(目的)

第1条 この基準は、長久手市議会基本条例に基づき、更なる議会改革を目指すため、ICT技術を活用することで、議会機能の強化をはかり、情報通信機器が適切に使用され、議会の見える化、議会運営の効率化、議会の活性化、危機管理体制の強化等を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この申合せにおける用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 会議 地方自治法第102条第1項で定める定例会、臨時会、長久手市議会委員会に関する条例に規定する常任委員会(分科会を含む)、議会運営委員会、特別委員会並びに長久手市議会会議規則第116条に定める協議又は調整を行うための場をいう。
- (2) 情報通信機器 電子的にデータを処理する機能を持ち、事務処理に使用する機器(パーソナルコンピュータ、携帯電話、スマートフォン及びタブレット端末等)をいう。
- (3) 会議用システム 主に会議資料等のデータを閲覧するために使用するシステムのことをいう。
- (4) グループウェア 議会の情報連絡、スケジュール管理等のサービスを提供するためのソフトウェアをいう。
- (5) アカウント ネットワークやコンピュータなどにログインするための権利をいう。

(情報通信機器の使用)

第3条 議場又は委員会の会議室において、情報通信機器を使用する議員、議会事務局職員及び執行機関の関係者(以下「使用者」という。)は許可申請書(様式第1号)を議長に提出し、許可を得るものとする。ただし、貸与された端末(以下「貸与端末」という。)については許可申請書の提出は不要とする。

- 2 会議の出席者は、会議に情報通信機器を持ち込んで使用する場合は、当該会議の目的外で使用してはならない。

3 情報通信機器の使用に係る通信手段は、使用する情報通信機器に最適なものを使用者が選択する。

(端末機の貸与)

第4条 議長は議会活動及び議員活動に使用するため、議員ひとりに1台貸与するものとする。

2 議員は、会議又は議員活動のため必要な情報の収集、情報伝達等、貸与端末を有効に利用しなければならない。

3 議員は、貸与端末を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4 貸与端末へのアプリケーションソフトウェアの導入は、会議その他の議員活動に必要なものに限定し、アプリケーション導入許可申請書(様式第2号)を議長に提出する。

5 貸与端末の使用に係る通信料は、市が構築(契約)した範囲内とし、追加等を認めない。

6 議員は、貸与端末の使用権限がなくなったときは、直ちに議長に返却しなければならない。(注1)

7 貸与端末を返納する場合は、データの消去、性能・機能の復元等、原状回復を行わなければならない。

8 使用者は、貸与端末を紛失、破損等発生させた場合、又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに事務局へ届け出るものとする。

(情報通信機器の取り扱い)

第5条 議員は、情報通信機器を使用する場合は、議会の品位を重んじた良識ある使用を心がける。

(会議用システム等の利用者)

第6条 会議用システム等は、各システムのアカウントを持つ使用者でなければ利用してはならない。

(グループウェアの利用)

第7条 グループウェアの利用については別に定める。

(禁止事項)

第8条 使用者は、情報通信機器を使用するときは、次に掲げる事項についてはこれを禁止するものとする。

(1) 会議中に音声や操作音を発する等、会議の運営上支障となる行為を行うこと。

(2) 会議中に議長又は会議の長の許可なく会議の写真、映像等の撮影、

録音等を行うこと。

- (3) 会議中に電子メールの送信、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、掲示板等への投稿を行うこと。
- (4) 貸与端末の改造、交換及び拡張機器の追加、動作環境の変更を行うこと。
- (5) 貸与端末の性能、設定、及び機能を変更すること。
- (6) 会議中に議会活動及び議員活動に関係のないウェブサイトの閲覧及びソフトウェアを使用すること。
- (7) その他議長が定めたこと
（違反行為に対する措置）

第9条 前条に違反したときは、議長又は会議の長から注意を与える。
なお、再三の注意によっても違反が改められない場合は、情報通信機器の使用を制限させることができる。

（遵守事項）

第10条 使用者は、次の各号に次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 情報の送受信は、使用者の責任において行う。
- (2) 使用者は、データの正確性を保持し、データ等の紛失、既そん等の防止に努める。
- (3) 使用者は、議会及び市から付与されたシステム等のアカウントを適切に利用するとともに、アカウントに関する情報を適切に管理する。
- (4) 個人情報等の漏えいがあったときは、速やかに実情を把握し、議長に報告し、必要な措置を講ずる。

（セキュリティ対策）

第11条 使用者は、市の情報及び会議用システム等の保全措置に関し、積極的に協力し、誠実に対処しなければならない。

（費用負担）

第12条 貸与端末の使用に当たり、次に掲げる費用は、使用者が負担するものとする。

- (1) 第4条第4項に規定するアプリケーションソフトウェアの導入に要した費用
- (2) 第4条第8項の規定により生じた費用
- (3) 第8条の各号の規定に違反したことを原因として生じた費用

(補則)

第13条 情報通信機器の使用に関し、必要な事項は議会運営委員会で協議するものとする。

2 この申合せについて定めるもののほか、必要な事項は議長が議会運営委員会の意見を聴いて定める。

附 則

この申合せは、令和4年1月4日から施行する。

(注1) 使用権限がなくなったときとは、任期の途中で議員が辞職する場合。

議員の改選の際は、任期満了後直ちに返却する。

様式第1号（第3条関係）

令和 年 月 日

長久手市議会議長 様

長久手市議会議員

情報通信機器持込許可申請書

長久手市議会情報通信機器使用基準申合せ事項第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 使用機器の名称
- 2 持ち込む理由
- 3 採用しているセキュリティ対策
- 4 持ち込む会議の名称及び期間
 - (1) 会議の名称 定例会、臨時会、委員会等
 - (2) 期間 年 月 日から 年 月 日まで

情報通信機器持込許可通知

令和 年 月 日

長久手市議会情報通賃機器使用基準申合せ事項第3条第1項の規定に基づく申請は、会議の運営等に 支障がないため、許可します。
支障があるため、許可しません。

長久手市議会議長

様式第2号（第4条関係）

令和 年 月 日

長久手市議会議長 様

長久手市議会議員

アプリケーション導入許可申請書

長久手市議会情報通貨機器使用基準申合せ事項第4条第4項の規定により、
下記のとおり申請します。

記

1 導入を希望するアプリケーション

項番	アプリケーション名称
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

アプリケーション導入許可通知

令和 年 月 日

長久手市議会情報通貨機器使用基準申合せ事項第4条の規定に基づく申請
は、議会活動及び議員活動に 支障がないため、許可します。
支障があるため、許可しません。

長久手市議会議長

(案)

長久手市議会委員会に関する条例（昭和23年条例第8号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(招集)</p> <p>第12条 委員会は、委員長が招集する。</p> <p>2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。</p> <p><u>（出席の特例）</u></p> <p><u>第12条2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は地震、台風その他の大規模な災害の発生等により、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。</u></p> <p><u>2 委員が前項の規定により委員会に参加しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p><u>3 第1項の規定により委員会に参加した委員がある場合における次条、第14条第1項及び第27条第</u></p>	<p>(招集)</p> <p>第12条 委員会は、委員長が招集する。</p> <p>2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。</p>

1項の規定の適用については、当該委員は、委員会に出席したものとみなす。

(定足数)

第13条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第15条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第14条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(記録)

第27条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の指名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。

2 前項の記録は、委員会の終了後議長に引き継ぎ、議長は、これを保管する。

(定足数)

第13条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第15条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第14条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(記録)

第27条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の指名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。

2 前項の記録は、委員会の終了後議長に引き継ぎ、議長は、これを保管する。